

公立大学法人名桜大学文書決裁規則

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）における文書の権限者及び決裁に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「権限」とは、職務を遂行するため与えられる裁量の範囲をいう。
- (2) 「決裁」とは、それぞれの文書について最終権限者の承認を得ることをいう。
- (3) 「専決」とは、権限者の名において常時権限者に代わって決裁することをいう。
- (4) 「代決」とは、決裁者が不在の場合権限者の名において一時、権限者に代わって決裁することをいう。
- (5) 「部局等」とは、事務局、総務企画部、財務部、教務部、学生部、附属図書館、環太平洋地域文化研究所、リベラルアーツ機構、メディアネットワークセンター、教員養成支援センター、保健センター、地域連携機構及び国際交流センターをいう。
- (6) 「部局長等」とは、前号に規定する部局等の長をいう。

(権限者)

第3条 文書の権限者は、特に定めるもののほか、別表1に掲げるとおりとする。

(決裁)

第4条 文書の決裁は、特に定めるもののほか、権限者の決裁を受けなければならない。

- 2 理事長の決裁を受けようとするときは、特に定めるもののほか、あらかじめ総務企画部長の承認を受けなければならない。

(専決)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表2の事項欄に掲げる事項の決裁については、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、専決事項であっても特に必要があると認められるものについては、この限りでない。

(代決)

第6条 文書の決裁者が出張等で不在の場合は、特に重要なものを除き、次の区分に従って代決することができる。ただし、事後に承認を得なければならない。

- (1) 理事長については、あらかじめ理事長が指名する理事（以下「理事長代理」という。）
- (2) 学長については、副学長
- (3) 副学長については、事務局の所掌に係るものについては事務局長、附属図

書館の所掌に係るものについては館長

- (4) 学群長又は学部長については、あらかじめ学長が指名する学類長又は学科長
- (5) 館長については、図書課長
- (6) 環太平洋地域文化研究所長については、副環太平洋地域文化研究所長
- (7) リベラルアーツ機構長については、副リベラルアーツ機構長
- (8) メディアネットワークセンター長については、副メディアネットワークセンター長
- (9) 地域連携機構長については、副地域連携機構長
- (10) 国際交流センター長については、副国際交流センター長
- (11) 事務局長については、総務企画部長
- (12) 総務企画部長については、総務課長
- (13) 財務部長については、会計課長
- (14) 教務部長については、教務課長
- (15) 学生部長については、学生課長
- (16) 課長については、当該庶務担当係長

(実施細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、文書の権限者及び専決に関し、必要な事項は、理事長の承認を得て部局長等がそれぞれ細則を定めることができる。

(補則)

第8条 この規則の運用に関し疑義を生じたときは、総務企画部長が決定するところによる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年6月23日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日）

この規則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

この規則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月28日）

この規則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月29日）

この規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日）

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

事 項	権 限 者				
	理事長	学長	事務局 長	学群 長・学部 長・研究 科長・専 攻科長	館長・研 究所長
1 法令及び通達等により理事長名をもって行うこととされているもの	◎				
2 規則等の制定、改廃及び重要な告示等に関するもの	◎				
3 重要な儀式及び行事に関するもの	◎				
4 人事に関するもの	◎				
5 給与等の改定及び査定に関するもの	◎				
6 学部、学科等の設置及び改廃に関するもの	◎				
7 法人の管理運営上重要なもの	◎				
8 財政計画等重要なもの	◎				
9 予算配分の方針等重要なもの	◎				
10 学費等の改定に関するもの	◎				
11 学費等の免除等に関するもの	◎				
12 資金調達及び運用に関するもの	◎				
13 有価証券の取得及び処分に関するもの	◎				
14 土地・建物及び固定資産の取得及び処分に関するもの	◎				
15 建物・設備の新增設等に関するもの	◎				
16 基金計画に関するもの	◎				
17 訴訟に関するもの	◎				
18 労働協約に関すること	◎				
19 前各号に掲げるもののほか、理事長の名義を用いることが適当と認められるもの	◎				

事 項	権 限 者				
	理事長	学長	事務局 長	学群 長・学部 長・研究 科長・専 攻科長	館長・研 究所長
1 法令、通達及び学則等により学長名をもって行うこととされているもの		◎			
2 大学に関する規程等の制定、改廃に関し軽易なもの		◎			
3 入学式、卒業式等大学に関する儀式及び行事に関するもの		◎			
4 大学の管理運営に関するもの		◎			
5 学生の身分に関するもの		◎			
6 学生の厚生補導に関するもののうち特に重要なもの		◎			
7 前各号に掲げるもののほか、学長の名義を用いることが適当と認められるもの		◎			
1 法令及び通達等により事務局長名をもって行うこととされているもの			◎		
2 事務局の所管事項で、国、地方公共団体その他関係機関等に対して行う協議、通知及び報告等に関するもの			◎		
3 事務局の予算に関するもののうち、重要なもの			◎		
4 他部局に対して行う協議、通知、報告及び回答等のうち、重要なもの			◎		
5 前各号に掲げるもののほか、事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの			◎		
1 主管官公庁からの重要な通達類のうち教育事務職員、学生に関する学群、学部、研究科及び専攻科内通知に関するもの				◎	
2 学群長、学部長、研究科長及び専攻科長の主管事項で国、地方公共団体その他関係機関等に対して行う協議、通知及び報告等に関するもの				◎	

事 項	権 限 者				
	理事長	学長	事務局 長	学群 長・学部 長・研究 科長・専 攻科長	館長・研 究所長
3 他部局に対して行う協議、通知、報告及び回答等のうち、重要なもの				◎	
4 前各号に掲げるもののほか、学群長、学部長、研究科長及び専攻科長の名義を用いていることが適当と認められるもの				◎	
1 法令、通達及び学則等により当該部局長等名をもって行うこととされているもの					◎
2 主管官公庁からの重要な通達類で当該部局等内通知に関するもの					◎
3 当該部局等の主管事項で国、地方公共団体その他関係機関等に対して行う協議、通知及び報告等に関するもの					◎
4 当該部局等の予算に関するもののうち、重要なもの					◎
5 他部局に対して行う協議、通知、報告及び回答等のうち、重要なもの					◎
6 前各号に掲げるもののほか、当該部局長等の名義を用いることが適当と認められるもの					◎

事 項	権 限 者		
	リベラルアーツ機構長・メディアネットワークセンター長・教員養成支援センター長・保健センター長・地域連携機構長・国際交流センター長・IR室長	総務企画部長・財務部長・教務部長・学生部長	課長
1 法令、通達及び学則等により当該部局長等名をもって行うこととされているもの	◎		

事 項	権 限 者		
	リベラルアーツ 機構長・メディア ネットワーク センター長・教 員養成支援セン ター長・保健セ ンター長・地域 連携機構長・国 際交流センター 長・I R室長	総務企画部長・ 財務部長・教務 部長・学生部長	課長
2 主管官公庁から重要な通達類 の当該部局等内通知に関するもの	◎		
3 当該部局等の主管事項で、国、 地方公共団体その他関係機関等 に対して行う協議、申請、通知 及び報告に関するもの	◎		
4 当該部局等の予算に関するもの のうち、重要なもの	◎		
5 他部局に対して行う協議、通知、 報告及び回答等のうち、重要なもの	◎		
6 前各号に掲げるもののほか、 当該長の名義を用いることが適 当と認められるもの	◎		
1 法令及び通達等により、当該 部局長等名をもって行うことと されているもの		◎	
2 当該部局等の主管事項で、国、 地方公共団体その他関係機関等 に対して行う協議、通知及び報告 等に関するもの		◎	
3 当該部局等予算に関するもの のうち、重要なもの		◎	
1 当該課の所掌事務に属するもの のうち、軽易なもの			◎
2 当該課の物品請求に関するもの			◎

別表2 (第5条関係)

事 項		◎権限者、○専決者							
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長
総括	1 法令及び通達等により理事長名をもって行うこととされているもののうち、技術的なもの又は定型的なもの	◎					○		
	2 法令及び通達等により学長名をもって行うこととされているもののうち、技術的なもの又は定型的なもの		◎	○					
人事 服 務	3 教育職員、事務職員の休暇の承認								
	(1) 教育職員(次号を除く。)	◎			○				
	(2) 学群長・学部長・研究科長・専攻科長・館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長・部長(事務職員を除く。)	◎		○					
	(3) 事務局長	◎		○					
	(4) 部長及び参与(教育職員を除く。)	◎				○	○		
	(5) 課長及び主幹	◎				○		○	
	(6) 課長補佐以下の事務職員	◎				○			○
	4 国内出張の命令及び許可								
(1) 教育職員(次号を除く。)	◎			○					

事 項		◎権限者、○専決者							
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長
人事 服 務	(2) 学群長・学部長・研究科長・専攻科長・館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長・部長（事務職員を除く。）	◎		○					
	(3) 部長及び参与（教育職員を除く。）	◎				○	○		
	(4) 課長及び主幹	◎				○		○	
	(5) 課長補佐以下の事務職員	◎				○			○
	5 教育職員の国外出張の命令及び許可	◎	○						
	6 事務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間等の決定	◎				○	○	○	
	7 教育職員の勤務時間の割振り及び休憩時間等の決定	◎	○						
	8 教育職員の研修出張の承認	◎	○						
	9 非常勤講師の採用	◎	○						
	10 一時的なアルバイトの採用	◎				○		○	
	11 超過勤務等の勤務命令	◎							○
	12 学内各種委員会委員の発令に関すること。	◎	○						

事 項		◎権限者、○専決者							
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長
	13 履歴事項に関する こと。	◎						総務 企画 部長	
給 与	14 普通昇給に関する こと。	◎						総務 企画 部長	
	15 諸手当の認定	◎							総務 課長
	16 人件費の支出	◎						総務 企画 部長	
福 利 厚 生	17 教育職員、事務職員 の健康診断の実施に 関すること。	◎						総務 企画 部長	
	18 健康診断の結果に 基づく事後措置に関 すること。	◎						総務 企画 部長	
	19 地方職員共済組合 (団体共済部)に関す ること。	◎						総務 企画 部長	
	20 前号以外の各種保 険等に関すること。	◎						総務 企画 部長	
会 計 事 務	21 物品等の調達及び契 約に関すること。 (1件につき)	300 万円 以上				100 万円 未 満	300 万円 未 満	100 万円 未 満	50万 円未 満
	22 交際費に関するこ と。	10万 円以 上					10万 円未 満		
	23 税務事務に関する こと。	◎						財務 部長	
	24 学費等の収納及び 入金に関すること。	◎						財務 部長	

事 項		◎権限者、○専決者							
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長
会計事務	25 現金の保管に関する こと。	◎						財務部長	
	26 領収書の発行に関 すること。	◎						財務部長	
	27 支払いに関するこ と。	◎						財務部長	
財産管理	28 安全管理者、火元責 任者等の指名に関す ること。	◎						財務部長	
	29 電気、水道、電話、 清掃等の委託契約に 関すること。	◎						財務部長	
広報	30 広報宣伝に関する こと。	◎					○		
入試	31 入試（基本方針を除 く。）及び入試事務に 関すること。		◎	○					
教学	32 大学の学事計画に 関すること（基本方針 を除く。）。		◎	○					
	33 学籍に関すること。		◎		○				
	34 時間割の編成に関 すること。		◎		○				
学生支援	35 学生団体に関する こと。		◎		○				
	36 カウンセリングに 関すること。		◎		○				
	37 奨学制度に関する こと（基本方針を除 く。）。		◎		○				

事 項		◎権限者、○専決者							
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長
学生支援	38 学生の保健計画実施に関すること。		◎		○				
	39 就職（基本方針を除く。）及び就職事務に関すること。		◎		○				
一般事務	40 部局長名をもって行う調査報告等のうち軽易なもの						◎	◎	○
	41 理事長及び学長名をもって行う各種証明のうち軽易なもの	◎	◎						○
	42 指定統計に関すること。	◎						総務企画部長	
附属機関運営	43 図書館の管理運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎			館長			
	44 研究所の管理運営に関すること（基本方針を除く。）。					研究所長			
	45 リベラルアーツ機構の管理運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎			機構長			
	46 メディアネットワークセンターの管理運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎			センター長			
	47 教員養成支援センターの運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎			センター長			
	48 保健センターの運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎			センター長			

事 項		◎権限者、○専決者								
		理事長	学長	副学長	学群長・学部長・研究科長・専攻科長	館長・研究所長・機構長・センター長・IR室長	事務局長	主管部長	主管課長	
附属機関運営	49 地域連携機構の運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎				機構長			
	50 国際交流センターの管理運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎				センター長			
	51 IR室の管理運営に関すること（基本方針を除く。）。		◎				IR室長			